

東海第二発電所  
発電用原子炉設置変更に係る  
経理的基礎について  
指摘事項への回答

平成30年4月5日

日本原子力発電株式会社

# 平成29年11月14日 第527回審査会合指摘事項



No.	回 (年月日)	指摘事項
1	第527回 (平成29年 11月14日)	債務保証の枠組みとして、誰が債務保証するのか、その意思はどうか(債務保証する意思があるか)の2点を書面で示すこと。

## 1. 東北電力殿、東京電力殿への依頼

当社から「東海第二発電所 新規制基準対応工事 資金調達に  
係る資金支援について」依頼文書を発信。(P. 2 , 3)

## 2. 東北電力殿、東京電力殿からの回答

東北電力殿、東京電力殿から、回答文書を受領。(P. 4 , 5 )

回答文書の内容より、当社としては、新規制基準適合性に係る工  
事の所要資金1740億円について確保できる目途が立ったものと  
考える。

平成30年3月14日

東北電力株式会社

取締役社長 原田 宏哉 殿

日本原子力発電株式会  
取締役社長 村松

東海第二発電所 新規制基準対応工事  
資金調達に係る資金支援について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社事業に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、原子力規制委員会における東海第二発電所の新規制基準適合性に係る審査におきまして、許可要件の1つとなっている経理的基礎に關し、同委員会から、同発電所新規制基準対応工事に要する資金を調達する際、債務保証等の資金支援を受ける場合は、審査の中で当該債務保証等資金支援を行う者の意思確認が必要との指摘を受けました。

貴社におかれましては、諸事情ご賢察のうえ、東海第二発電所新規制基準対応工事を実施するため弊社が資金調達を行う際、電気料金前払、債務保証等によって弊社に資金支援する意向を有している旨、書面をもってご表明いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

平成30年3月14日

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明 殿

日本原子力発電株式会  
取締役社長 村松

東海第二発電所 新規制基準対応工事  
資金調達に係る資金支援について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社事業に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、原子力規制委員会における東海第二発電所の新規制基準適合性に係る審査におきまして、許可要件の1つとなっている経理的基礎に關し、同委員会から、同発電所新規制基準対応工事に要する資金を調達する際、債務保証等の資金支援を受ける場合は、審査の中で当該債務保証等資金支援を行う者の意思確認が必要との指摘を受けました。

貴社におかれましては、諸事情ご賢察のうえ、東海第二発電所新規制基準対応工事を実施するため弊社が資金調達を行う際、電気料金前払、債務保証等によって弊社に資金支援する意向を有している旨、書面をもってご表明いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

2018年3月30日

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松 勲 殿

東北電力株式会社

取締役社長 原田 宏 [REDACTED]

東海第二発電所新規制基準対応工事

資金調達に係る資金支援について（回答）

拝復 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2018年3月14日付貴信「東海第二発電所新規制基準対応工事資金調達に係る資金支援について（依頼）」によりご依頼いただいた件につきましては、貴社が所有する東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事の所要資金のうち、貴社の自己資金を超える分について、当社受電比率相当分を上限に、今後貴社から十分な説明及び情報の提示がなされることを前提として、工事計画認可取得後に債務保証等により資金支援を行う意向があることを表明いたします。

なお、本文書は、これまでに貴社より弊社が提示された情報に基づき、本件資金支援に関する意向を表明するものであり、何ら法的拘束力のある約諾を行うものではないことを申し添えます。

敬 祀

平成30年3月30日

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松 衛 殿

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

東海第二発電所 新規制基準対応工事  
資金調達に係る資金支援について（回答）

拝復 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年3月14日付貴信「東海第二発電所 新規制基準対応工事資金調達に係る資金支援について（依頼）」によりご依頼いただいた件につきましては、貴社が所有する東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事の所要資金のうち、貴社の自己資金を超える分について、東京電力エナジーパートナーの受電比率相当分を上限に、今後貴社から十分な説明及び情報の提示がなされることを前提として、工事計画認可取得後に資金支援を行う意向があることを表明いたします。

なお、貴社がこの文書を原子力規制委員会に示すことにつきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に照らし適切な措置を貴社が講じられることを条件に承諾いたしました。また、本文書は、これまでに貴社より弊社が提示された情報に基づき、本件資金支援に係る意向を表明するものであり、何ら法的拘束力のある約諾を行うものではなく、弊社における最終的な決定については、弊社内での総合的な検討結果を踏まえて判断することとなる旨、ご了解賜りますようお願い申し上げます。

敬 真